

## 1. 申請について

Q 1. 申請書類について教えてください。

A 1. それぞれの支援メニュー（中小企業支援型・観光事業者雇用維持型）について、別紙【富良野市事業継続応援補助金について IV申請に必要なもの】に記載のあるすべての書類が必要です。また、申請書内の同意事項すべてに同意していただくことが必要です。

Q 2. 申請書類で揃わない書類がありますが、申請できますか。

A 2. 書類が揃わなければ申請を受け付けることはできません。

Q 3. 申請書の提出は、事業所の代表者が提出する必要はありますか。

A 3. 個人事業者は代表者本人による申請を基本としますが、代理人でも申請できます。その際は代表者本人の確認書類（写し）の提出と代理人の署名が必要です。法人は従業員の方が申請できます。

Q 4. 申請は、土日・祝日でも受付していますか。また、予約は必要ですか。

A 4. 申請受付期間は、令和3年10月1日（金）から令和3年12月15日（水）の平日のみ、午前10時から午後5時までです。場所はコンシェルジュフラノ（本町2-27）の1Fです。また、申請窓口の混雑緩和の為、事前に電話で予約をしてからの申請をお願いしています。お問い合わせ先は、市商工観光課39-2312です。

Q 5. 令和3年4月～9月の月別売上がわかる書類（売上台帳等の帳簿の写し）は、全ての月の書類が必要ですか。

A 5. 支給額の計算は、比較対象月の売上から、選択した月（売上30%以上減少している月のうち、一番大きく減少している「ひと月分」）の売上を差し引いた額（上限あり）となりますので、選択した月（令和3年4月～9月のうち、ひと月分）の売上台帳等の帳簿の写しのみで構いません。なお、売上台帳等の帳簿については、日計及び月計がわかるものを提出して下さい。また、比較対象月は、令和2年または令和元年のいずれかの同月となりますが、法人や青色申告事業者については、法人事業概況説明書（月別売上高）の写しや青色申告決算書（月別売上高）の写しを提出して下さい。その場合も、比較対象月が属する年の上記書類の写しのみ提出して頂ければ結構です。

Q 6. 中小企業支援型の対象者となる中小企業者等について教えてください。

A 6. 中小企業者、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに市長が特に認める団体をいいます（富良野市中小企業振興条例第2条第1項第1号）。また、市長が特に認める団体とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条の規定に定める一般社団法人等、特定非営利活動促進法（平成10年法

律第 7 号) 第 2 条第 2 項の規定に定める特定非営利活動法人、社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 22 条の規定に定める社会福祉法人等をいいます。

なお、中小企業者等における業種は不問です。

Q 7. 個人農家、個人開業医、農業法人、医療法人、学校法人、宗教法人については、中小企業支援型の対象者となりますか。

A 7. 個人農家、個人開業医、農業法人については、中小企業基本法上の中小企業者に該当するため、対象となります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により幅広い業種で影響が生じていることから、医療法人や学校法人も対象とします。(ただし、宗教法人は除きます。)  
なお、個人農家や農業法人における売上減少率及び売上減少額の算出方法については、Q22 を必ず参照してください。

Q 8. 全国展開しているような大企業であっても申請できますか。

A 8. 中小企業支援型については、中小企業者等のみ対象としていますが、観光事業者雇用維持型については、中小企業者等に限らず大企業も対象としています。

Q 9. 中小企業支援型と観光事業者雇用維持型の併給は認められますか。

A 9. 各々の申請要件を満たしていれば、両方の受給は可能です。また、国の月次支援金や北海道の特別支援金の給付対象であっても、当該補助金は支給されます。

Q 10. 富良野市内に支店・営業所があり、本社は市外にありますが、申請できますか。

A 10. 本社が市外にある企業でも、市民を 3 名以上正規雇用している事業所は対象になります。申請する際には、雇用契約書の写し、かつ、従業員の氏名・生年月日・居住地がわかる労働者名簿を提出してください。  
また、例えば 4 名の市民を正規雇用している場合においても、3 名以上正規雇用していることの確認がなされれば良いため、提出書類は 3 名分として構いません。

Q 11. 富良野市民を 3 名以上正規雇用しているとは具体的にどういうことですか。

A 11. 下記のアからエの条件すべてに合致している方となります。

- ア 事業主と労働者との間で雇用期間の定めのない労働契約を締結していること。
- イ 1 週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者 (以下「通常の労働者」という。) の 1 週間の所定労働時間と同一であること (30 時間未満の者を除く)。
- ウ 通常の労働者と毎月の給与の計算方法が同一であること。
- エ 支給される手当や賞与について、通常の労働者と同じ制度が適用されていること。

Q 12. 酒類販売事業者には卸売業者も含まれますか。

A 12. 中小企業基本法上の中小企業者に該当していれば含まれますので、市内取引先がわかる書類を提出してください。なお、取引先がわかる売上台帳等の帳簿の写しの提出については、令和 3 年 4 月~9 月のいずれか任意の 1 月分で構いません。(売上減少率及び売上減少額の確認に必要な提出書類については、Q20 を参照ください。)

Q13. 個人事業者が法人成りして、個人と法人の両方の経営形態がありますが、各々で申請はできますか。

A13. 申請時に両方とも経営していれば申請することはできます。その際に、各々の営業許可証の写しや個人事業の開業届や法人事業にかかわる登記簿等、各々の決算書類などにより、業種や所在地、経営状況がわかるものを提出してもらい、経営形態が別々であることの確認をします。

Q14. 飲食店で市内に複数の店舗を所有していますが、各々で申請はできますか。

A14. 複数店舗を経営していても、事業者毎の申請となりますので、全ての店舗の売上を合算した売上額により、減少率や減少額を算定していただくこととなります。

Q15. 小売業と飲食業を両方経営していますが、各々で申請はできますか。

A15. 複数業種を経営していても、事業者毎の申請となりますので、全ての業種の売上を合算した売上額により、減少率や減少額を算定していただくこととなります。なお、事業者として緊急事態措置協力支援金の対象となっている場合、中小企業支援型の補助金上限額は10万円となります。また、要件を満たせば観光事業者雇用維持型の申請も可能となりますが、対象となる社会保険加入従業員数は、観光事業の対象業務に勤務する従業員のみとなります。  
(Q26も必ず参照ください。)

Q16. 休業や廃業している場合は対象になりますか。

A16. 一時的に休業する場合は交付対象となりますが、基準日(10月1日)までに廃業した場合や、今後、事業継続の意思がない場合等は補助金の対象となりません。

Q17. 飲食店を開業して間もないですが、申請はできますか。

A17. 業歴1カ月以上の場合を対象としています。基準日を令和3年10月1日としていますので、令和3年9月1日までに開業していれば、申請できます。その際の売上減少率の考え方は、Q21を参照ください。

Q18. コンビニエンスストアを経営しており、イトインで飲食店営業許可を持っていますが、観光事業者雇用維持型の申請はできますか。

A18. コンビニエンスストアは基本的に小売業扱いであり、飲食業を主体としていない為、観光事業者雇用維持型の申請はできません。

Q19. 市内に主たる事務所を持ち、市外にも事務所がありますが、全ての売上を合算した売上額により、減少率や減少額を算定しなければなりませんか。

A19. お見込みのとおりです。

なお、市内に主たる事務所を持たない事業者については、市内事業所の売上額により算定します。

## 2. 売上の考え方について

Q 2 0. 売上減少率及び売上減少額の算出の仕方を教えてください。

A 2 0. 令和3年と令和2（令和元）年のうち4月～9月の各月売上を、確定申告書類、売上台帳等の帳簿などの数字で確認します。比較対象月（前年同月又は前々年同月）の売上から、選択した月（令和3年4月～9月のうち、ひと月分）の売上を差し引いた額が売上減少額となります。売上減少額が最も大きい月の売上を申請書に記入して、売上減少率（30%以上必須）を算出して下さい。

（例）売上減少率の計算

令和元年6月売上高 900,000円

令和3年6月売上高 300,000円（必ず同月で比較する）

売上減少額  $900,000 - 300,000 = 600,000$ 円（売上減少額又は上限額が補助申請額となる）

売上減少率  $600,000 \div 900,000 \times 100 = 66\%$ （小数点以下切捨）

Q 2 1. 創業後1年を経過しておらず、前年の売上高を比較できない場合も申請は可能ですか。

A 2 1. 可能です。業歴1カ月以上の場合は、以下の考え方で売上減少率を算出します。

また、創業後1年未満の事業者における中小企業支援型の補助金上限額は10万円とします。

なお、創業後1年未満の宿泊事業者等については、支援メニューに関わらず、旅館業法に基づく営業許可証の写し、住宅宿泊事業法に基づく届出番号が記載された書類の写しを提出してください。

・業歴1カ月から3カ月までの場合

基準月（令和3年9月）とそれ以前の月の売上高等を比較して1カ月でも30%～の減少率があれば適用します。なお、業歴1カ月の事業者は令和3年10月と令和3年9月の売上高等を比較します。

・業歴4カ月以上1年未満の場合

A：基準月（令和3年9月）の売上高等

B：（基準月を除いて）売上が高い連続した3カ月間の売上の1カ月平均

【計算式】  $(B - A) \div B \times 100$

（例）昨年12月営業開始の場合

売上が高い時期 12月 120万、1月 100万、2月 170万

3カ月平均売上  $(120 + 100 + 170) \div 3 = 130$

基準月（令和3年9月）の売上 20

売上減少率  $(130 - 20) \div 130 \times 100 = 85\%$

**Q 2 2. 個人農家や農業法人における売上減少率及び売上減少額の算出の仕方を教えてください。**

A 2 2. 以下の①と②の両方の要件を満たす必要があります。

- ① 令和 2 年 4 月～9 月又は令和元年 4 月～9 月の事業収入の合計が、各年の年間事業収入の 50%以上を占めること。
- ② 本年度（令和 3 年 4 月～9 月）の連続する 3 か月（選択期間）の事業収入の平均が、比較対象期間（前年同期間の 3 か月又は前々年同期間の 3 か月）の収入の平均から 30%以上減少していること。

（例）売上減少率の計算

	【令和 2 年の事業収入】		【令和 3 年の事業収入】	
年 売 上 の 5 0 % 以 上	4 月	100 万円	→	50 万円
	5 月	150 万円	→	80 万円
	6 月	180 万円	→	80 万円
	7 月	100 万円	→	90 万円
	8 月	100 万円	→	100 万円
	9 月	0 万円	→	0 万円
	年売上	850 万円		

[3 か月の事業収入の平均]

令和 2 年: 1,433,333 円

令和 3 年: 700,000 円

減 少 率: 51%

(≥ 30%)

（例）売上減少額の計算（令和 3 年 4 月～6 月を選択期間として算出）

$(100 \text{ 万円} + 150 \text{ 万円} + 180 \text{ 万円}) \div 3 - (50 \text{ 万円} + 80 \text{ 万円} + 80 \text{ 万円}) \div 3 = 733,000 \text{ 円}$   
⇒ 中小企業支援型の補助申請額については、その他の事業者の上限額である 30 万円

**Q 2 3. NPO法人の「売上」に計上する範囲について教えてください。**

A 2 3. 法人全体の事業収益（国・地方公共団体・民間からの受託事業収益含む）及び会費となります。

また、年間の経常収益に占める寄附金等（受取寄附金、受取助成金・補助金、会費収入の合計）の割合が 5 割以上ある NPO 法人については、「売上」として寄附金等を含めて算定できます。（※ 1）

なお、国・地方公共団体からの助成金・補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限ることとし、IT 導入補助金や雇用調整助成金等については「受取助成金・補助金等」から除いて算定していただきます。（※ 2）

- ※ 1 選択月（令和 3 年 4 月～9 月のうち、ひと月分）の属する事業年度の直前の事業年度の活動計算書を追加提出して下さい。
- ※ 2 国又は地方公共団体からの助成金・補助金を受け取っている場合は、補助金等の額の確定通知書の写しを追加提出して下さい。

### 3. 観光事業者雇用維持型について

Q 2 4. 社会保険加入従業員数には、法人経営者も含むことはできますか。

A 2 4. 含むことができます。

Q 2 5. 市内に主たる事務所を持ち、市外にも事務所がありますが、市外事業所従業員を社保加入従業員として含むことはできますか。

A 2 5. 含むことができます。なお、市内に主たる事務所を持たない観光事業者については、市内事業所で勤務する社保加入従業員のみ対象とします。

Q 2 6. 小売業と飲食業など、複数業種を経営していますが、小売業に従事する社保加入従業員も含むことはできますか。

A 2 6. 含むことはできません。観光事業者雇用維持型の対象業種に勤務する社保加入従業員のみ対象とします。なお、申請の際は、対象業種に勤務していることがわかる書類を提出して下さい。

### 4. 市税の滞納・未納について

Q 2 7. 市税の滞納がありますが、申請することはできますか。

A 2 7. 事業継続応援金は、市税（住民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国保税等）の滞納がある場合は、原則として交付の対象となりません。ただし、分納誓約が不履行となっていない方や納税猶予などの手続きをした方は対象とすることができますので、事前に市役所税務課へご相談ください。

### 5. 補助金の支払いについて

Q 2 8. 申請してから応援金が口座に振り込まれるまで、どのくらいかかるか。

A 2 8. 申請して受理された後、市税の滞納状況を確認します。その結果、滞納がないものは交付決定、滞納がある場合で A26 ただし書にも該当しなければ不交付決定の通知を申請者へ送付します。交付決定が通知されたものについて、その補助金額が口座へ振り込まれます。申請から補助金の支払いまで、概ね3～4週間以内を予定しています。

### 6. その他

Q 2 9. 市内飲食店等と取引している酒類販売事業者等の限度額を嵩上げしている理由は。

A 2 9. 今般の緊急事態宣言では、飲食対策の徹底のため、酒類等を提供する飲食店等に対する時短要請等の協力依頼がされたところであり、これらの措置により、飲食店等へ酒類を納入する酒類販売業者等においては、経営に甚大な影響を受けています。国から通知においても、飲食店の休業要請の影響を受ける酒類の販売業者等に対する支援が重要となり、国の施策を補完する地方自治体独自の支援に積極的に取り組むよう要請がなされているところです。

## 7. アウトドアについて

Q 3 0. アウトドア事業とはどのような事業を指しますか。

A 3 0. アウトドア・アクティビティ（以下「アウトドア」という。）とは、屋外で行う活動を指します。アウトドア活動は、自然の中で自然の恵みを受けながら、自然とふれあうために行われる野外活動をいいます。屋外で行う活動は多岐に渡りますので、対象となるか迷う場合はご相談ください。

例) ラフティング、キャニオニング、熱気球、山登り、サイクリング、スキー、農業体験、環境保全学習など

Q 3 1. アウトドア事業者とはどのような事業者を指しますか。

A 3 1. アウトドアサービスを購入した者（客）に対し、ガイドの同席、立会、指導のもとで客に体験サービスや体験学習を提供することを業として行うものを指します。

Q 3 2. 申請の条件を教えてください。

A 3 2. アウトドア事業や屋外での体験プログラムを自ら企画し、催行している法人又は個人事業主が申請することができます。申請に当たっては事業が確認できる書類（チラシや HP 写し等）の添付が必要です。

Q 3 3. 申請に当たり、資格要件はありますか。

A 3 3. 資格の有無は要件としていません。「アウトドア事業を行っているもの」であることが要件です。

Q 3 4. 体験フィールドは富良野市外ですが、申請できますか。

A 3 4. アウトドアの体験フィールドが富良野市外であっても、富良野市内に事業所があれば申請することができます。

Q 3 5. 専ら屋内でのみ体験プログラムをしています。申請することはできますか。

A 3 5. アウトドアは屋外で行う活動を指すため、専ら室内でのみ体験プログラムを提供しているものは対象とはなりません。

例) 陶芸体験、キャンドル体験、ジャムづくり体験、バターづくり体験、ネイチャークラフトなど

Q 3 6. 他事業者からの依頼（業務委託や請負等）により、アウトドア体験を提供しています。自身はアウトドア個人事業主には該当しませんが、申請することはできますか。

A 3 6. アウトドア事業や屋外での体験プログラムを自ら企画し、催行している法人又は個人事業主のみ申請することができます。

Q 37. スキーのインストラクターをしています。申請できますか。

A 37. アウトドア事業や屋外での体験プログラムを自ら企画し、催行している法人又は個人事業主のみ申請することができます。自ら企画等していない場合や法人等に所属している場合、個人事業主でない場合には対象となりません。

Q 38. 教育旅行を受け入れている農業者は対象となりますか。

A 38. アウトドア事業や屋外での体験プログラムを自ら企画し、催行している法人又は個人事業主のみ申請することができます。この場合は対象とはなりません。